

## 要 請 文

拝啓

初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

不法就労等の外国人労働者問題につきましては、常日頃から一方ならぬご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の経済・社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国・在留する外国人が増大しています。また『2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会』の開催が予定されていることからも、今後外国人の訪日や滞在が大幅に増加することが予想されます。

我が国の雇用情勢は改善してきており、近隣諸国との賃金格差や一部業種等にみられる人手不足状態等を背景に、本邦での不法就労を企図する者が後を絶たず、不法残留者数は6万5,270人（平成29年1月1日現在）に及び、不法入国者、不法上陸者等を合わせるとそれ以上の不法滯在外国人がいると推定されます。

これらの不法滯在外国人は、我が国の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、様々な分野にわたって深刻な問題を惹起していることから、関係省庁においては、外国人労働者の適正な就労促進と不法就労の防止について、関係機関・団体の方々に対して啓発を実施するとともに、ご協力をお願いしているところです。

既にご承知のとおり、就労できる在留資格や許可を受けていない外国人労働者を雇用した場合、その事業主についても出入国管理及び難民認定法により処罰を受けることがあります。

このような事態を防ぐためにも、外国人を雇用（アルバイトを含む。）する場合には、まずその者の在留カード及びパスポートを見て在留資格と在留期間を確認するとともに、不明な点については関係機関に確認を行うようお願いいたします。

また、雇用後に失踪した場合には、何らかの事件・事故に巻き込まれた可能性も考えられますので、速やかに関係機関へ届け出ることが重要です。

つきましては、これらの諸問題についてご理解いただきますとともに、貴団体に所属する事業主の皆様に、外国人の不法就労防止について注意喚起していただきますようお願い申し上げます。

敬具

経済団体の長 殿

平成29年6月

九州管区警察局

福岡県警察本部

福岡入国管理局

福岡労働局